秋の火災予防運動（11月26日～12月2日）

焼死者をなくそう！

秋の火災予防運動が、十一月二十六日から十二月二日まで全国一斉に実施されます。

市消防局では、この期間中特に、焼死防止対策の徹底や防火管理体制の確立など強力な運動を推進していきます。市民の皆さん、“火の始末”には十分注意してください。

この運動は、これから寒さに向い、石油ストーブなどの暖房器具の使用により火災が多発する季節を迎え、市民一人ひとりの注意をうながそうというものです。

このことから消防局では、次のことを重点目標として運動を推し進めていきます。

①焼死者防止対策の徹底②婦人防火部の育成③防火管理体制の整備推進―の三点。

焼死防止対策では、最近の火災の傾向として老幼年者、身体的弱者、泥酔者の焼死が多いことから、身体不自由者家庭等の実態の把握・火災警報器の普及推進などを実施。

婦人防火部の育成強化では、家庭内の火気取扱責任者である主婦に、火気器具の安全使用、火災時の通報連絡、避難―などを習得してもらうため、各地区の防火連合会婦人防火部の育成を図るものです。

火災は初期消火が大切（9月1日防災の日での初期消火訓練）

火災は昨年より増加

新潟市の火災発生状況は、十月三十一日現在百三十九件で前年に比べ十三件（九・三㌫）増加しています。焼死者は、五人で前年より一人減少しています。これら出火の原因は、いずれもちょっとした不注意から起きています。

県幼稚園保育所放送教育研究会開催

テレビを幼児保育に利用

テレビの教育番組を利用した幼児保育を考えようと、幼稚園や保育園の先生たち二百人が十一月五日、市立流作場保育園に集まり十一回目の放送教育研究会を開きました。

この大会を主催したのは県幼稚園・保育所放送教育研究会（今湊良敬会長）など五団体。

今年は「TV視聴のもたらす影響について」と題し、公開保育や研究発表が行われ、効果的な教育番組の利用方法について熱心な討議が行われました。

テレビは娯楽と思われていますが、子供にとって、いまや生活の一部になっています。そこで、同研究会では、テレビの教育番組を使っていかに保育効果を高めるか、もう一つはだらだらとテレビを見続けるのではなく必要な番組にはスイッチを入れ、そうでないのは消すという生活習慣や選択能力を子供たちに身に付けさせることを研究し、日ごろの保育の中に生かすよう努力しています。

↑テレビを見ながら一緒に体操する子供たち

不用品登録制バンク

★物を大切に★

連絡は市消費生活センター 28―8100番へ

ゆずります

〔電気製品〕▽冷凍冷蔵庫▽洗濯機▽マイクロカセットレコーダー▽除湿器▽クリーンヒーター▽レコードプレーヤー（ステレオターンシステム）〔乗物用品〕▽スポーツ車（28インチ）▽スノータイヤ（ホイル付）▽子供自転車（20インチ）▽子供三輪車〔家具〕▽応接セット▽衣裳箱▽ベッド（シングル・ダブル）▽寝椅子▽鏡台〔ベビー用品〕▽ベビーカー▽ベッド▽カーチェアー▽歩行器▽ゆりかご▽おまる〔台所用品〕▽流し台▽コンベックス▽ガス釜▽プロパン湯沸器▽ガスオーブンレンジ▽スチームオーブン▽ガスコンロ〔その他〕▽編機▽ミシン▽工業用ミシン▽風呂ふた▽木風呂一式▽ガスストーブ▽石油ストーブ▽ベルトマッサージ機▽コダックカメラ▽レコード▽和文タイプライター▽暮盤一式▽アルミサッシ

ゆずってください

〔電気製品〕▽除湿器▽加温器▽ふとん乾燥機▽窓用換気扇▽もちつき機▽テレビ▽洗濯機〔乗物用品〕▽自転車（大人用・婦人用・サイクリング用・子供用）▽婦人用三輪車▽子供用三輪車▽子供自動車〔楽器・スポーツ〕▽ピアノ▽オルガン▽エレクトーン▽フォークギター▽琴▽メロディオン▽フルート▽剣道防具（大人・中学生用）〔家具〕▽二段ベッド▽和ダンス▽和式テーブル▽学習机▽食器戸棚▽じゅうたん▽応接セット▽洋服だんす▽整理だんす▽食堂セット▽本棚▽下駄箱〔ベビー用品〕▽ベビーバーカー▽食事用椅子▽鉄棒▽ベッド▽すべり台〔台所用品〕▽ガス瞬間湯沸器▽プロパン用ガスレンジ▽流し台▽ミシン▽ポータブルミシン▽ロックミシン▽小型和文タイプライター▽英文タイプライター▽風呂一式▽ルームランナー▽黒板▽ドラファー▽プレハブの小屋▽スチール物置▽火鉢▽まめ炭こたつ▽物干し▽写真引伸機▽石油ストーブ▽小学生百科辞典

（11月11日現在）

登録は市消費生活センターのみ電話でできます。なお地区事務所・連絡所には従来どうり登録用紙がおいてあります。

「17号日本橋より382㌔」

本町七に里程標を設置

本町七番町角の歩道上にあり、六本の主要国道の基点、終点として建っている新潟市道路元標。

この里程標、北陸地建新潟国道工事事務所が、「新潟市が日本海側の道路網の中心であることを見直してもらおう」と、程標が設置されました。

↑新潟市の新設なった道路元標

民法改正（その2）

（56年1月1日から施行）

遺留分が引き上げられました

遺留分とは、相続人が取得することを認められる最低限度の財産のことです。

これまで、遺留分は、直系卑属（子や孫）のみが相続人の場合、および直系卑属と配偶者が相続人の場合は相続財産の二分の一、その他の場合は相続財産の三分の一と定められていました。

今回の改正では、このうち「相続財産の三分の一」とされている「その他の場合」の中で、①配偶者のみが相続人のとき、②配偶者および直系尊属が相続人のとき、または③配偶者及び兄弟姉妹が相続人のときの遺留分が、相続財産の二分の一に引き上げられました。

これは、配偶者の相続分が引き上げられたことに伴い、遺留分についても、相続人中に配偶者が含まれる場合は、すべて二分の一に引き上げられたものです。（民法第一〇二八条）

兄弟姉妹の世襲相続に制限

これまでは、代襲相続人（相続人が死亡などによって相続することができなくなった場合、代わり相続する人）の範囲が決められていませんでした。これが、今回の改正によって、被相続人の兄弟姉妹が相続人である場合の代襲相続人は、兄弟姉妹の子（被相続人のおい、めい）に制限されることになりました。

（民法第九〇一条第2項）

なお、遺産相続のときの相続人同士のトラブルを防ぐために「遺言」を作っておくと便利です。自分で書くことが難しい場合は、もよりの公証人に自分の意思を述べ「公正証書」という形の遺言を作ることもできますので、ご利用ください。

幼児のむし歯予防にフッ素塗布を！

対象　1歳半～4歳未満児
持参品　母子手帳、タオル、料金300円

月	日	会場	時間	定員	申し込み
12月8・15・22日		東保健所	午前10時～11時半	35人	☎41―4111
12月1日		鳥屋野地区保健センター			☎85―2373
12月3日		北地区保健センター			☎59―2721
12月24日		石山地区保健センター			☎86―4450
毎月第1・4金曜日		西保健所			☎66―5171
毎月第1火曜日		西地区保健センター			☎62―3405
毎月第3火曜日		坂井輪地区保健センター			☎50―3255

※西保、西地区、坂井輪地区は2回目以降の方も次回予約月の前月にお申し込みください。

離乳食講習会

日時　11月26日午後1時～3時半
会場　東保健所
対象　生後4か月に達した赤ちゃんをお持ちのお母さん
持参品　母子手帳

ママへの準備教室

日時　12月5・19日午後1時半～3時半
会場　東保健所
対象　56年3・4月分娩予定の初産婦各20人
持参品　母子手帳、エプロン、タオル
内容　赤ちゃんの衣類の選び方、おむつの作り方、おふろの入れ方（実習）
申し込み　いずれか都合のよい日を選び電話で東保健所（☎41―4111）へ

育児学級

日時　11月26日午後1時半～
会場　木戸公民館
対象　木戸、牡丹山、竹尾校区在住で55年8・9月生まれの第一子をお持ちのお母さん
持参品　母子手帳
問い合わせ　電話で東保健所（☎41―4111）へ

妊婦相談

持参品　妊娠届出書、健康保険証、印かん、本人名義の銀行預金通帳（国保加入者は不要）

〈東保健所会場〉
日時　12月8・15・22日午後1時～2時半

〈北地区保健センター会場〉
日時　12月16日午後1時～2時

〈石山地区保健センター会場〉
日時　12月24日午後1時～2時

〈鳥屋野地区保健センター会場〉
日時　12月1日午後1時～2時

〈西保健所会場〉
日時　12月3・17・24日午後1時～2時半

〈西地区保健センター会場〉
日時　12月19日午後1時～2時

〈坂井輪地区保健センター会場〉
日時　12月10日午後1時～2時

安産教室

内容　妊婦体操、映画、お産のリハーサル、沐浴のしかた、家族計画など
持参品　母子手帳、筆記用具、体操のできる服装

〈東保健所会場〉（2回で1コース）
日時　12月3日午前9時半～11時半（2回目は来所時に予約）
対象　56年3・4月分娩予定の初産婦
申し込み　電話で東保健所（☎41―4111）へ。先着30人

〈石山地区保健センター会場〉（2回で1コース、2回目は来所時に予約）
日時　12月17日午後1時半～3時半
対象　56年3・4月分娩予定の初産婦
申し込み　電話で石山地区保健センター（☎86―4450）へ。先着20人

〈西保健所会場〉（3回で1コース）
日時　12月4日午前9時～、2・3回目は来所時に予約）
対象　56年4・5月分娩予定の妊婦
申し込み　電話で西保健所（☎66―5171）へ。先着20人